

P B X更新に係る  
情報提供依頼書  
(RFI : Request For Information)

令和5年10月

舞鶴市総務部資産マネジメント推進課

## 1 情報提供依頼の趣旨

舞鶴市の電話交換機(PBX)が更新時期を迎えたことに伴い、フリーアドレスの導入、テレワークなどの多様な働き方や庁舎が被災した場合の災害対応拠点の構築について検討するため、「PBX」について広く情報提供を求めるもの

また、デモ版の提供やトライアル体験が可能であれば合わせて提案を求めるもの

## 2 舞鶴市の現状

- ・現行のPBX(オンプレ)を平成 22 年度に導入し、その更新時期が到来
- ・本庁、西支所、中総合会館の 3 施設に PBX(オンプレ)を設置
- ・主たる通信器は PHS で故障の都度更新
- ・回線数等は次のとおり
  - ①外線(ダイヤルイン)数 126、②内線数 660
- ・電話の運用は次のとおり
  - ①各係に 2、3 台の PHS を、各課に 1 台程度固定電話を配置
  - ②外線は代表番号と各課直通の番号あり
  - ③代表番号で受けた電話は職員が内線で担当課に転送
  - ④各課直通番号の着信はあらかじめ決められた順番で電話機が着信
- ・消防(本庁、東・西消防署)は本庁等 3 施設とは別事業者の PBX(オンプレ)を設置。このため消防からの着信時、電話番号が非表示
- ・小・中学校とは IP 電話を利用し、通話料不要
- ・FAX 使用

## 3 求める主なサービス要件

- ・通信事業者のサービス障害や災害時においても通信環境が確保可能(着信・発信番号とも変更せずに着信・発信が可能)
- ・災害時など一時的に着信番号を同一とする通信機を増やせるなど流動的な連絡体制構築が可能
- ・内線番号、外線番号が職員限りで変更可能
- ・通信機ごとの通話時間等に係る記録の確認が可能
- ・通話内容の録音機能
- ・勤務時間外、電話混雑時など自動音声案内でアナウンス
- ・電話帳機能
- ・特定端末が過大に通信し、一定の使用容量を超えた場合などに全端末の通信速度が低速化しないプラン
- ・多機能電話との併用
- ・他社サービスとの連携(例:消防からの着信時における番号表示など)
- ・ランニングコストの削減
- ・FAX 使用

## 4 情報提供依頼事項

- (1)会社概要について
- (2)契約実績について

なお、貴社と契約された公共団体がその導入について活用された財源(補助金、起債)があればその財源の内容もあわせて提供してください。

- (3)サービス内容及び特徴について

貴社のサービス内容と特徴について、次に掲げる内容を中心にご記入ください。また、パンフレット等の資料がありましたら添付してください。

- ① サービス名称
- ② 機能概要
- ③ サービスの価格体系
- ④ 業務の効率化が見込まれる部分
- ⑤ デモ環境やトライアル体験などの利用方法

※利用日程については、RFI 期間に関係なく別途調整させていただきます。

- ⑥ その他

- (4)費用の概算見積

## 5 情報提供の提出

情報提供にあたっては、「4 情報提供依頼事項」の項目に沿って原則A4サイズ(必要に応じて A3判折込可)の任意の書式で作成してください。

- (1)提出方法 メール又は郵送
- (2)提出期限 **令和 5 年 11 月 10 日(金)午後 5 時まで**

## 6 質疑応答

- (1)質問方法

ア 質問は、別紙の質問書に記載し、電子メールで「8 照会及び資料の提出先」の E-mail あて送信してください。

イ 件名は「PBX導入について」としてください。

ウ 電話、FAX、郵送、訪問等による質問は原則受け付けません。

- (2)質問期日

**令和 5 年 11 月 1 日(水)正午まで**

- (3)質問に対する回答

令和 5 年 11 月 6 日(月)に舞鶴市ホームページに掲載します。

## 7 情報等の取扱い及び経費負担等

- (1) 本情報提供依頼は、PBX導入に関する各種情報を広く得るための手段として実施するものであり、今後の調達における契約に対する意図や意味を持つものではありません。
- (2) 本情報提供依頼に対してどのような提案を受けても、それをもって将来の調達を約束するものではありません。

- (3) 情報の提供を受けた事業者等に対し、後日、本市から提出された資料等の内容等について照会又は追加の資料提供を依頼する場合があります。
- (4) 本情報提供依頼の実施に要する費用はすべて事業者等の負担とします。
- (5) 本情報提供依頼において提供を受けた提案、資料等は返却しません。
- (6) 提供を受けた提案、資料等については提供者に断りなく他者に提供しません。
- (7) 提供を受けた提案、資料等については今後実施を予定する調達の際の調達仕様書に反映する場合があります。
- (8) 本情報提供依頼において知り得た内部情報については、直接関係のない部署及び第三者へ漏洩しないようにしてください。
- (9) 本情報提供依頼において本市より資料提供を受けた場合は、本情報提供依頼終了後に返却を求める場合があります。

## 8 照会及び資料の提出先

舞鶴市総務部資産マネジメント推進課

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地

電話番号:0773-66-1045

E-mail:shisan@city.maizuru.lg.jp

担当者:稲岡、増田